

改正

昭和33年12月23日条例第46号

昭和34年12月24日条例第56号

昭和35年3月4日条例第3号

昭和35年6月21日条例第27号

昭和36年12月23日条例第54号

昭和37年12月22日条例第36号

昭和38年10月4日条例第31号

昭和38年12月23日条例第44号

昭和39年3月30日条例第43号

昭和41年3月31日条例第21号

昭和41年3月31日条例第26号

昭和41年12月23日条例第65号

昭和41年12月23日条例第66号

昭和42年3月24日条例第12号

昭和43年3月31日条例第20号

昭和43年6月11日条例第44号

昭和44年3月7日条例第5号

昭和44年3月31日条例第18号

昭和45年3月31日条例第20号

昭和45年12月23日条例第52号

昭和46年3月31日条例第21号

昭和48年7月13日条例第52号

昭和48年10月13日条例第57号

昭和49年12月26日条例第49号

昭和50年12月20日条例第69号

昭和54年3月28日条例第16号

昭和56年7月10日条例第49号

昭和 56 年 12 月 27 日 条例第 62 号

昭和 57 年 7 月 9 日 条例第 35 号

昭和 60 年 3 月 29 日 条例第 30 号

昭和 62 年 12 月 26 日 条例第 57 号

平成 3 年 7 月 6 日 条例第 34 号

平成 3 年 12 月 24 日 条例第 55 号

平成 8 年 10 月 1 日 条例第 32 号

平成 9 年 3 月 29 日 条例第 26 号

平成 9 年 9 月 30 日 条例第 37 号

平成 9 年 12 月 24 日 条例第 50 号

平成 12 年 3 月 28 日 条例第 13 号

平成 12 年 10 月 2 日 条例第 94 号

平成 12 年 12 月 21 日 条例第 108 号

平成 13 年 12 月 20 日 条例第 43 号

平成 14 年 12 月 24 日 条例第 46 号

平成 15 年 4 月 1 日 条例第 31 号

平成 16 年 12 月 24 日 条例第 163 号

平成 17 年 9 月 30 日 条例第 136 号

平成 18 年 12 月 21 日 条例第 71 号

平成 22 年 9 月 30 日 条例第 47 号

平成 24 年 10 月 2 日 条例第 69 号

平成 25 年 12 月 20 日 条例第 74 号

平成 31 年 3 月 27 日 条例第 23 号

令和元年 7 月 8 日 条例第 48 号

新潟市給水条例

第 1 章 総則

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、水道の給水区域及び給水に係る料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、本市の行政区域（北区太郎代の一部、同区島見町の一部、同区白勢町の一部、同区横土居の一部、同区笹山の一部及び同区浜浦の一部の区域を除く。）並びに南蒲原郡田上町の行政区域のうち大字田上の一部及び大字湯川の一部の区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例で給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の2種類とする。

- （1）専用給水装置 1世帯または1個所で使用するもの
- （2）私設消火栓 消防用に使用するもの

（船舶給水の経営の許可）

第5条 船舶給水を業として行なおうとする者は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるところによりその許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者も、同様とする。

（給水装置の所有者の代理人）

第6条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、または管理者が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め管理者に届出なければならない。

（総代理人の選定）

第7条 次の各号の一に該当するときは、総代理人を選定し、管理者に届出なければならない。

- （1）給水管を共有するとき
- （2）その他管理者が必要と認めたとき

（同居人等の行為に対する責任）

第8条 給水装置の使用者は、その家族同居人及び雇人等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

（水道の使用者等の管理上の責任）

第9条 水道の使用者又は総代理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道の使用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道の使用者等の責任とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

第10条 削除

(工事の申込)

第11条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する申込があつた場合、管理者が必要と認めたときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(工事の施行)

第12条 給水装置の設置又は変更の工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3 第1項に規定する指定給水装置工事事業者に関して法に定めのあるほか、必要な事項は管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第13条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事の費用負担)

第14条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、

管理者においてその費用を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第15条 管理者が施行する工事の費用は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(工事費の前納)

第16条 管理者において工事を施行するときは、工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、後納または分納とすることができる。

2 前項の概算額が施行後これを精算し過不足があるときは、これを還付または追徴する。

(給水装置の変更)

第17条 配水管の移設その他の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくとも、管理者が施行し、これに要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水停止または使用制限)

第18条 管理者は、災害その他やむを得ない場合、または公益上必要があると認めた場合は、給水区域の全部または一部につき給水を停止し、または水道の使用を制限することができる。

2 前項の給水停止、または使用制限について必要な事項は、その都度管理者が予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の給水制限、停止、断水または漏水による損害については、管理者は、その責を負わない。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防用または演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を演習に使用するときは、管理者の立合を要する。

(メーターの設置)

第20条 メーターは、管理者が給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

2 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの保管)

第21条 メーターは、水道の使用者等に保管させる。

- 2 水道の使用者等は、責任をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道の使用者等は、メーターを亡失し、又はき損した場合は、管理者の定める損害額を弁償しなければならない。

(給水の申込)

第22条 給水を受けようとするものは、あらかじめ、管理者に申し込まなければならない。

(届出)

第23条 水道の使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、中止し、または廃止するとき
 - (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき
 - (3) 私設消火栓を演習に使用するとき
- 2 水道の使用者等は、次の各号の一に該当するときは、直ちに管理者に届出なければならない。
- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引続いて使用するとき
 - (2) 給水装置の用途に変更があつたとき
 - (3) 代理人、総代人に変更があつたとき、またはその住所に変更があつたとき
 - (4) 給水装置の所有権に変更があつたとき

(給水装置及び水質の検査)

第24条 給水装置の機能又は水質について水道の使用者等から検査の請求があつたときは、管理者がこれを行い、検査の結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第4章 料金、加入金及手数料

(料金の徴収)

第25条 料金は、水道の使用者又は総代人から徴収する。

- 2 総代人から徴収する料金は、各使用者が連帯責任を負うものとする。

(料金の額)

第26条 料金の額は、1月につき次の表に掲げるところにより算出した基本料金と従量料金との合計額(第28条第2項の規定に基づき、隔月検針により使用水量を計量する場合においては、当該各月分の額を合計したもの)に100分の110を乗じて得た金額(その額に1円未満の端数が

生じたときはこれを切り捨てる。)とする。この場合において、使用水量が従量料金欄の2以上の欄に該当するときの従量料金は、それぞれの欄ごとに算定した額の合計額とする。

種別	用途及びメーターの口径		基本料金	従量料金					
				使用水量 10立方メートル までの分	使用水量 10立方メートル を超え30立方メートル までの分	使用水量 30立方メートル を超え50立方メートル までの分	使用水量 50立方メートル を超え100立方メートル までの分	使用水量 100立方メートル を超え300立方メートル までの分	使用水量 300立方メートル を超える分
専用給水装置	一般用	13ミリメートル	880円	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル	1立方メートル
		16ミリメートル	1,120円	につき37円	につき102円	につき109円	につき127円	につき147円	につき172円
		20ミリメートル	2,090円	1立方メートル					
		25ミリメートル	3,240円	につき89円					
		30ミリメートル	4,680円						
		40ミリメートル	7,910円						
		50ミリメートル	12,860円						
		75ミリメートル	28,900円						
		100ミリメートル	51,300円						
		150ミリメートル	116,200円						

	ル							
	200 ミリメー ル	208,200 円						
	公衆浴場用	専用	使用水量 300 立方メートルまでの分 8,300 円				使用水量	
		併用	使用水量 20 立方メー トルまでの分 2,270 円	使用水量 20 立方メー トルを超え 300 立方メー トルまでの分 8,300 円	300 立方 メートル を超える 分 1 立方 メートル につき 30 円			
	船舶給水用		1 立方メートルにつき 133 円					
私 設 消 火 栓	演習用		1 栓放水時間 10 分につき 1,330 円					

備考 表中の「公衆浴場用」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）に基づき、入浴料金の価格について、統制を受けるものをいい、その区分の「専用」とは公衆浴場用にのみ使用するものを、「併用」とは一般用にも使用するものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、共同住宅に係る料金の額については、前項で定める額の範囲内で管理者が別に定めることができる。

第 27 条 削除

(料金の算定)

第 28 条 管理者は、毎月定例日に使用水量を計量し、その使用水量をもつてその計量した日の属する月分の使用水量とし、その月分の料金を算定する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があるときは、隔月定例日に使用水量をまとめて計量し、その各月分の料金を算定することができる。この場合においては、その計量した使用水量

の2分の1の水量をもつて、それぞれの計量した日の属する月分及びその前月分の使用水量とし、それぞれの月分の料金を算定する。

3 前2項の規定により使用水量を計量すべき定例日は、別に管理者が定める。

(料金の算定の特例)

第28条の2 管理者は、水道の利用者等が定例日から次の定例日までの間において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合は、必要に応じて定例日以外の日に使用水量を計量し、料金を算定する。

2 前項に規定する場合における第26条第1項の規定の適用については、同項の表の用途及びメーターの口径の区分に応じた基本料金の額を、当該額を定例日から次の定例日までの間における使用日数に応じて日割計算して得た額とする。

3 第1項に規定する場合において、前条第2項の規定により隔月定例日に使用水量をまとめて計算し、その各月分の料金を算定するときは、同項後段の規定にかかわらず、その各月の使用水量につき、その使用の各日において、計量した水量を均等に使用したものとみなして、第26条第1項の規定を適用する。

(水量の認定)

第29条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定し、またはその用途の適用を定める。

- (1) メーターに異状があつたとき
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき
- (3) その他使用水量が不明のとき

第30条 削除

(料金の前納)

第31条 臨時給水その他管理者が必要と認めたときは、給水装置の使用申込の際管理者が定める料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用中止の届出があつたとき精算する。ただし、届出のない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めたときこれを精算する。

(用途その他の認定)

第32条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により毎月1月分の料金を徴収する。ただし、

管理者は、必要があるときは、隔月 2 月分の料金をまとめて徴収することができる。

2 給水装置の使用を廃止し、または中止した場合の料金は、集金又は前項に規定する徴収の方法により随時徴収する。

(加入金)

第 33 条の 2 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から次の表に掲げる金額に 100 分の 110 を乗じて得た額を加入金として徴収する。ただし、変更をする場合の加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額の差額とする。

メーターの口径	金額
13 ミリメートル	40,000 円
20 ミリメートル	110,000 円
25 ミリメートル	165,000 円
40 ミリメートル	420,000 円
50 ミリメートル	660,000 円
75 ミリメートル	1,400,000 円
100 ミリメートル	2,680,000 円
150 ミリメートル	5,360,000 円
200 ミリメートル	9,467,000 円

2 加入金は、管理者が施行する給水装置工事においては、設計の終了の際、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事においては、第 12 条第 2 項の規定する設計審査の終了の際納入通知書により徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、別にその加入金の納付期日を定めることができる。

3 第 1 項の加入金は、特別の理由がない限り還付しない。

(手数料)

第 34 条 管理者は、次の各号に該当する者から、当該各号に掲げる手数料を徴収する。

(1) 第 12 条第 2 項に規定する工事検査を受けようとする者

ア メーターの口径 30 ミリメートル以下 1 件につき 5,800 円

イ メーターの口径 40 ミリメートル及び 50 ミリメートル 1 件につき 11,600 円

ウ メーターの口径 75 ミリメートル以上 1 件につき 17,400 円

(2) 法第 25 条の 2 第 1 項の申請をする者及び法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新の申請をする者
1 件につき 10,000 円

2 前項の手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に納入通知書により徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、別にその手数料の納付期日を定めることができる。

(1) 前項第 1 号に規定する手数料 第 12 条第 2 項の規定による設計審査終了の日

(2) 前項第 2 号に規定する手数料 法第 25 条の 2 第 1 項の申請又は法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新の申請を行う日

3 第 1 項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金等の減免)

第 35 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。

第 5 章 管理

(検査等及び費用負担)

第 36 条 管理者は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道の使用者等に対し、適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、水道の使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 36 条の 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認した場合は、この限りでない。

(給水の停止)

第 37 条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第 15 条の工事費、第 26 条第 1 項の料金、第 33 条の 2 第 1 項の加入金又は第 34 条第 1 項の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当の理由がなく、第 28 条第 1 項の使用水量の計量又は第 36 条第 1 項の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(過料)

第 38 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 11 条第 1 項本文に規定する承認を受けずに、給水装置の新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第 20 条のメーターの設置、第 28 条の使用水量の計量、第 36 条の検査又は第 37 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 9 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 第 26 条第 1 項の料金又は第 34 条第 1 項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

2 市長は、詐欺その他不正の行為によつて、第 26 条第 1 項の料金又は第 34 条第 1 項の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科することができる。

(給水管の切断)

第 39 条 次の各号の一に該当する場合、管理上必要があると認めるときは、給水管を切断することができる。

- (1) 給水装置所有者が 60 日以上所在が不明で、かつ、使用者がいないとき
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めるとき

第 6 章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第 40 条 管理者は、貯水槽水道（法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち法第3条第7項に規定する簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(施行の細目)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 新潟市水道使用条例（昭和30年新潟市条例第24号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例施行の際、旧条例の規定によりなされた承認、検査、申込、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた手続とみなす。

(料金算定の特例)

4 第28条の規定にかかわらず管理者は、昭和44年3月分から6月分までの使用水量については、別に定める定例日に3か月分をまとめて計量することができる。この場合においては、その計量した使用水量の3分の1の水量をもつて、それぞれ計量した日の属する月分、その前月分及びその前前月分の使用水量とし、それぞれの月分の料金を算定する。

(料金の徴収方法の特例)

5 第33条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により3か月分をまとめて計量した場合においては、管理者は3か月分の料金をまとめて徴収することができる。

(黒埼町の編入に伴う特例)

6 黒埼町の編入の日（以下「編入日」という。）前に黒埼町給水条例（平成9年黒埼町条例第26号。以下「黒埼町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 旧黒埼町の給水区域（以下「黒埼区域」という。）における使用に係る料金については、編入日以後の使用に係る料金からこの条例を適用し、編入日前の使用に係る料金については、黒埼町条例の例による。

8 前項の規定により徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が編入日前にまたがるものについては、当該使用期間に係る使用水量を各日均等に使用したものとみなして、1月を3

0日とした日割りにより算定する。

9 編入日前に黒埼町条例の規定により申込みがなされた給水装置の工事に係る加入金及び手数料については、黒埼町条例の例による。

10 編入日前にした黒埼町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、黒埼町条例の例による。

(平成12年度から平成15年度までの黒埼区域における料金の特例)

11 編入日以後の黒埼区域における使用に係る料金のうち、第26条の表により算出した金額(以下この項において「新潟市条例適用額」という。)が黒埼町条例第24条の表により算出した金額を超える場合は、その差額に次の表の左欄に掲げる年度の使用に係る料金に応じ同表右欄に掲げる減免率を乗じて計算した金額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。)を新潟市条例適用額から控除した金額に100分の105を乗じて得た金額を料金とする。ただし、官公署の使用に係る料金については、この限りでない。

年度	減免率
平成12年度	0.8
平成13年度	0.6
平成14年度	0.4
平成15年度	0.2

12 前項の場合において、各年度の4月1日以後に徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が同日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、1月を30日とした日割りにより算定する。

(合併に伴う特例)

13 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村(以下これらの市町村を「編入市町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に新津市給水条例(平成10年新津市条例第14号)、白根市給水条例(平成9年白根市条例第21号)、豊栄市給水条例(平成9年豊栄市条例第26号)、小須戸町水道事業給水条例(平成10年小須戸町条例第3号)、横越町水道事業給水条例(平成10年横越町条例第4号)、亀田町水道事業給水条例(平成10年亀田町条例第18号)、岩室村水道事業給水条例(平成11年岩室村条例第26号)、西川町水道事業供給条例(平成10年西川町条例第13号)、月潟村簡易水道条例(平成10年月潟村条例第4号)若しくは中之口村潟東村上水道企業団上水道事

業給水条例（平成 10 年中之口村潟東村上水道企業団条例第 1 号）（以下これらの条例を「編入市町村等給水条例」という。）又は月潟村簡易水道加入金徴収条例（昭和 60 年月潟村条例第 16 号）若しくは中之口村潟東村上水道企業団新規加入負担金徴収条例（昭和 45 年中之口村潟東村上水道企業団条例第 4 号）（以下これらの条例を「編入市町村等加入金条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 14 編入市町村等給水条例に規定されていた給水区域（以下「編入市町村等給水区域」という。）における使用に係る料金については、編入日以後の使用に係る料金からこの条例を適用し、編入日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 15 前項の規定により徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が編入日前にまたがるものについては、当該使用期間に係る使用水量を各月均等に使用したものとみなして、1 月を 30 日とした日割りにより算定する。
- 16 前項の場合において、第 28 条及び第 33 条の規定にかかわらず、管理者は、使用期間が 2 月を超える月分の使用水量をまとめて計量し、当該使用水量に係る料金をまとめて算定し、これを徴収することができる。
- 17 編入日前にした編入市町村等給水条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平成 16 年度から平成 19 年度までの編入市町村等給水区域における料金の特例）

- 18 編入日以後の編入市町村等給水区域における使用に係る料金を算出する場合において、第 26 条の規定により算出した金額（消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額とする。以下この項において「新潟市条例適用額」という。）が編入日前に当該区域に適用されていた水道の料金に係る条例の例により算出した金額（消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額とする。）を超えるときは、その差額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる減免率を乗じて計算した金額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。）を新潟市条例適用額から控除した金額に 100 分の 105 を乗じて得た金額を料金とする。ただし、官公署の使用に係る料金については、この限りでない。

年度	減免率
平成 16 年度	0.8
平成 17 年度	0.6

平成 18 年度	0.4
平成 19 年度	0.2

19 前項の場合において、平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度の 4 月 1 日以後に徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が同日前にまたがるものについては、使用水量を毎月均等に使用したものとみなして、1 月を 30 日とした日割りにより算定する。

20 編入市町村等給水区域において行う給水装置の改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。）であつて、編入日以後平成 19 年度までに工事の申込みのなされたものに係る第 33 条の 2 第 1 項ただし書の規定による加入金の徴収をする場合において、同項ただし書の規定により徴収することとなる額（以下「新潟市条例差額」という。）が、同項の表に規定する新口径に应ずる加入金の額から旧口径のメーターが設置されていた編入市町村等給水区域に適用されていた編入市町村等給水条例又は編入市町村等加入金条例に規定する旧口径に应ずる加入金の額を控除した額（以下この項において「調整差額」という。）を超えるときは、調整差額を同項ただし書の変更をする場合の加入金として徴収する。

（旧口径が 30 ミリメートルのメーターである場合の加入金の額の特例）

21 新潟市条例差額の算定において、旧口径が 30 ミリメートルのメーターである場合の旧口径に应ずる加入金の額は、213,000 円に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

（巻町の編入に伴う特例）

22 巻町の編入の日（以下「巻町編入日」という。）前に巻町水道事業給水条例（平成 9 年巻町条例第 42 号。以下「巻町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

23 巻町条例に規定されていた給水区域（以下「巻町給水区域」という。）における使用に係る料金については、巻町編入日以後の使用に係る料金からこの条例を適用し、巻町編入日前の使用に係る料金については、巻町条例の例による。

24 前項の規定により徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が巻町編入日前にまたがるものについては、当該使用期間に係る使用水量を毎月均等に使用したものとみなして、1 月を 30 日とした日割りにより算定する。

25 前項の場合において、第 28 条及び第 33 条の規定にかかわらず、管理者は、使用期間が 2 月を超える月分の使用水量をまとめて計量し、当該使用水量に係る料金をまとめて算定し、これを徴収することができる。

26 巻町編入日前にした巻町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、巻町条例の例による。

(平成17年度から平成19年度までの巻町給水区域における料金の特例)

27 巻町編入日以後の巻町給水区域における使用に係る料金を算出する場合において、第26条の規定により算出した金額(消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額とする。以下この項において「新潟市条例適用額」という。)が巻町条例第24条の規定により算出した金額(消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額とする。)を超えるときは、その差額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た金額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。)を新潟市条例適用額から控除した金額に100分の105を乗じて得た金額を料金とする。ただし、官公署の使用に係る料金については、この限りでない。

年度	減免率
平成17年度	0.6
平成18年度	0.4
平成19年度	0.2

28 前項の場合において、平成18年度から平成20年度までの各年度の4月1日以後に徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が同日前にまたがるものについては、使用水量を各月均等に使用したものとみなして、1月を30日とした日割りにより算定する。

29 巻町給水区域において行う給水装置の改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。)であつて、巻町編入日から平成19年度までの間に工事の申込みのなされたものに係る第33条の2第1項ただし書の規定による加入金の徴収をする場合において、同項ただし書の規定により徴収することとなる額が、同項の規定により算出した新口径に応ずる加入金の額から巻町条例第32条に規定する旧口径に応ずる加入金の額を控除した額(以下この項において「調整差額」という。)を超えるときは、調整差額を同項ただし書の変更をする場合の加入金として徴収する。

(口径20ミリメートルのメーターで流量制御装置付ガasketを取り付けたものの設置に伴う特例)

30 口径16ミリメートルのメーターに代わるものとして設置する口径20ミリメートルのメーターで管理者が別に定める流量制御装置付ガasketを取り付けたものについては、これを口径16

ミリメートルのメーターとみなして、この条例の規定を適用する。

- 31 前項に規定する口径 20 ミリメートルのメーターで流量制御装置付ガスケットを取り付けたものは、平成 23 年 4 月 1 日前に設置した口径 16 ミリメートルのメーターの取替えによる、又は同日前の給水装置の新設若しくは改造の申込みに基づく場合及び当該口径 20 ミリメートルのメーターで流量制御装置付ガスケットを取り付けたものの取替えによる場合に限り、設置することができる。

附 則（昭和 33 年条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 34 年条例第 56 号）

この条例は、昭和 35 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 35 年条例第 3 号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和 35 年条例第 27 号）

この条例は、昭和 35 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 36 年条例第 54 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる区域については、当該区域を給水区域とする簡易水道事業が廃止される日から施行する。

- (1) 長潟
- (2) 中野小屋
- (3) 大友

附 則（昭和 37 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年条例第 31 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(料金の額に関する規定の適用)

- 2 この条例による改正後の新潟市給水条例第 26 条の規定は昭和 38 年 10 月以後の月分の料金から適用し、同年同月前の月分の料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の新潟市給水条例第 5 条の規定による私設船舶給水所の設置の許可を受

けている者は、この条例による改正後の第5条第1項の規定による船舶給水の経営の許可を受けた者とみなす。

附 則（昭和38年条例第44号）

この条例は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第43号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第21号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第66号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（料金の額に関する規定の適用）

2 この条例による改正後の新潟市給水条例第26条の規定は、昭和43年4月分の料金から適用する。

附 則（昭和43年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、5月徴収に係る3月分を含む料金から適用する。

附 則（昭和45年条例第20号）

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年条例第 21 号）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年条例第 52 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 48 年 9 月 1 日から施行する。

（経過規定）

2 この条例による改正後の新潟市給水条例（以下「改正後の条例」という。）第 26 条の規定は、昭和 48 年 9 月分として徴収する料金から適用し、同年 8 月分までの分として徴収し、または徴収すべきであつた料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第 33 条の 2、第 35 条及び第 37 条第 1 項の規定は、施行日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

4 施行日前に給水装置の新設または変更の申込みをした者が、施行日以後 2 か月以内に当該申込みに係る工事を施行しないときは、前項の規定にかかわらず、改正後の条例第 33 条の 2 の規定による加入金を徴収することができる。

附 則（昭和 48 年条例第 57 号）

この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 10 条に基づく厚生大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（昭和 49 年条例第 49 号）

この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 10 条に基づく厚生大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（昭和 50 年条例第 69 号）

（施行期日）

1 この条例中第 2 条に係る改正規定は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 10 条に基づく厚生大臣の認可のあつた日から、第 33 条の 2 に係る改正規定は昭和 51 年 4 月 1 日から、第 26 条に係る改正規定は昭和 51 年 5 月 1 日から施行する。

（経過規定）

2 この条例による改正後の新潟市給水条例（以下「改正後の条例」という。）第 26 条の規定は、

昭和 51 年 5 月分として徴収する料金から適用し、同年 4 月分までの分として徴収し、または徴収すべきであつた料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第 33 条の 2 の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

4 施行日前に給水装置の新設または変更の申込みをした者が、施行日以後 2 か月以内に当該申込みに係る工事を施行しないときは、前項の規定にかかわらず、改正後の条例第 33 条の 2 の規定による加入金を徴収する。ただし、施行日以後 2 か月以内に工事できないことについて管理者がやむを得ないと認める事由があるときは、この限りでない。

附 則（昭和 54 年条例第 16 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 10 条に基づく厚生大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（昭和 56 年条例第 49 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 10 条の規定に基づく厚生大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（昭和 56 年条例第 62 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新潟市給水条例の規定は、昭和 57 年 4 月分として徴収する料金から適用し、同年 3 月分までの分として徴収した、又は徴収すべきであつた料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年条例第 35 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、新潟東 臨 水道企業団が水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 6 条及び第 46 条の規定に基づく新潟 知事の認可を受けた日から施行する。

附 則（昭和 60 年条例第 30 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 10 条の規定に基づく厚生大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 57 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新潟市給水条例（以下「改正後の条例」という。）第 26 条の規定は、昭和 63 年 4 月分として徴収する料金から適用し、同年 3 月分までの分として徴収した、又は徴収すべきであつた料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 34 条の規定は、施行日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年条例第 34 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新潟市給水条例（以下「改正後の条例」という。）第 26 条の規定は、平成 3 年 9 月分として徴収する料金から適用し、同年 8 月分までとして徴収すべきである料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 33 条の 2 第 1 項の規定は、平成 3 年 8 月 1 日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年条例第 55 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新潟市給水条例（以下「改正後の条例」という。）第 26 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月分として徴収する料金から適用し、同年 3 月分までとして徴収すべきである料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 33 条の 2 第 1 項及び第 34 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年条例第 32 号）

この条例は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 26 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の新潟市給水条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 改正後の条例第33条の2第1項の規定は、この条例の施行日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は、平成9年10月1日から、第2条の規定は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）の一部の施行の日（平成10年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟市給水条例第36条の2の規定は、平成9年10月1日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の新潟市給水条例第11条及び第36条の2第2項の規定は、平成10年4月1日以後に申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第50号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市給水条例第 26 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金から適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、1 月を 30 日とした日割りにより算定する。

附 則（平成 12 年条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する過料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年条例第 94 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 108 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、第 26 条第 1 項の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟市給水条例第 26 条第 1 項の規定は、平成 13 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金から適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、1 月を 30 日とした日割りにより算定する。

附 則（平成 13 年条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 46 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく関東経済産業局長の認可によりガス事業の譲渡の効力が発生した日から、第 36 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 163 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 136 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 10 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号、第 19 条及び第 23 条第 1 項第 3 号並びに第 26 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 71 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 47 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 33 条の 2 第 1 項本文の規定は、この条例の施行の日以後に給水装置の新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増す改造に限る。以下同じ。）の申込みをする者から適用し、同日前に給水装置の新設又は改造の申込みをした者については、なお従前の例による。

3 改正後の第 33 条の 2 第 1 項ただし書の規定により加入金の額を算定する場合において、メーターの旧口径が 16 ミリメートルであるとき（改正後の附則第 30 項の規定により口径 16 ミリメートルのメーターとみなされる場合を含む。）の旧口径に応ずる第 33 条の 2 第 1 項の表に規定する額については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年条例第 69 号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第 26 条第 1 項の改正規定 平成 25 年 1 月 1 日

（2）前号に掲げる規定以外の規定 平成 25 年 7 月 1 日

（経過措置）

2 この条例の施行（前項第 2 号の規定による施行をいう。）の日以後に徴収する料金について、その算定の基礎となる使用水量に、同日前に使用した分の使用水量（当該使用水量が零の場合を含む。）を含むときは、その算定については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年条例第 74 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（施行日前の直近の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。
- 4 第 1 条の規定による改正後の新潟市給水条例第 33 条の 2 第 1 項及び附則第 21 項の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造（水道メーターの口径を増す改造に限る。）の工事の申込みをする者に係る加入金について適用し、施行日前に当該申込みをした者に係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 23 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続している水道の使用で、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が平成 31 年 10 月 31 日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する基本料金及び従量料金の合計額を前回確定日（施行日前の直近の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限り、料金の額については、なお従

前の例による。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 5 改正後の第33条の2第1項及び附則第21項の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造（水道メーターの口径を増す改造に限る。）の申込みをする者に係る加入金について適用し、施行日前に当該申込みをした者に係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月8日条例第48号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。